

申請の手続きについて

【申請のための提出書類】

- 1 「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- 2 「財産目録」及び「収支明細書」
 - ※ 資産、負債、収支の状況等を記入してください。
- 3 担保の提供に関する書類
- 4 災害等の事実を証する書類（徴収猶予の場合）
 - ※ 罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書等

【猶予申請期限】

1 徴収猶予

事由AからEに該当する徴収猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

事由Fに該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

- A 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- E 納税者に上記AからDに類する事実があったとき
- F 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

2 申請による換価の猶予

猶予を受けようとする市税の納期限から6箇月以内に申請してください。

【担保の提供】

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

1 担保の種類

- (1) 国債や地方債
- (2) 市長が確実と認める上場株式等の有価証券
- (3) 土地、建物
- (4) 市長が確実と認める保証人の保証

2 担保提供が不要な場合

次の何れかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3箇月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情がある場合